

問
36

「36協定は、区切りよく4月から結ぶ」と言われていますが？

36協定を結ばないまま法定時間外労働をさせることは、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合（労基法第33条第1項）を除き、たったの1時間といえども労基法第32条違反になり、罰則も適用されます（労基法第119条第1項）。したがって、労使が合意できれば一日も早く協定を結び、労働基準監督署に届け出るべきでしょう。資料にはある町の保育所で結ばれた36協定を例に載せました（P.74）が、ここでは10月1日から36協定を結んでいます。もちろん、最初の協定だけは年度中途から3月いっぱいまでの期間とし、次からは4月から3月の協定とすることもできます。